

平成 23 年 11 月

投資家の皆様へ

PCAアセット・マネジメント株式会社

## 「PCAアジア・インフラ株式オープン」の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「PCAアジア・インフラ株式オープン」は、平成 23 年 11 月 9 日時点の受益者の皆様を対象に、下記のとおり信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きを行っております。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

## 1. 信託終了（繰上償還）の理由

「PCAアジア・インフラ株式オープン」（以下「当ファンド」といいます。）は、ルクセンブルグ籍外国投資法人「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ- アジアン・インフラストラクチャー・エクイティ」への投資を通じて、主として日本を除くアジア地域においてインフラ関連事業を営む企業の株式に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、当ファンドは純資産総額が著しく減少しており、商品性に沿った効率的な運用が困難な状況が続いております。加えて、受益権総口数も平成 23 年 9 月末時点で約 1.7 億口と、信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（10 億口）を大きく下回っていることから、弊社といたしましては、信託契約を解約し運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって最善の措置であると判断いたしました。

なお、当ファンドの信託終了（繰上償還）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）をもって実施いたします。

## 2. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

①受益者の確定	平成 23 年 11 月 9 日
②書面による議決権の行使の期間	平成 23 年 11 月 9 日～平成 23 年 12 月 5 日
③書面による決議の日 (信託終了（繰上償還）の可否が決定される日)	平成 23 年 12 月 6 日
④信託終了（繰上償還）予定日	平成 24 年 1 月 18 日

平成 23 年 12 月 6 日に、平成 23 年 11 月 9 日時点の受益者の皆様を対象に書面決議を行い、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決された場合、当ファンドは信託を終了（繰上償還）いたします。なお、上記の受益者数および議決権口数による賛成が得られず書面決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。

以上